

業務委託契約書の条項

(総 則)

- 第 1 条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下に同じ。）に定めるもののほか、別冊のポンプ場運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないもの、又はその間に相互符号しないものがある場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(法令の遵守)

- 第 2 条 乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他関連法令を遵守して業務を処理しなければならない。

(監督員、業務総括責任者)

- 第 3 条 甲は、この契約について、監督員を定め、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、業務の履行について、現場における業務総括責任者を定め、甲に通知するものとする。

(業務計画書)

- 第 4 条 乙は、業務の実施について、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、甲に提出するものとする。

(契約の保証)

- 第 5 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に上げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証。
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 6 条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第 3 者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的を供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第 7 条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が指定した主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(設計等の変更)

第 8 条 甲は、必要があると認められるときは、設計又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、設計等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第 9 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙は第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第 10 条 業務の処理に関し発生した損害については乙がその費用を負担する。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 11 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

(業務委託料の変更方法等)

第 12 条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙が通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(労務単価の変動に基づく業務委託料の変更)

第 13 条 甲また乙は、委託期間内で委託契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における労務単価の変動により業務委託料が不相当となったと認められたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 甲また乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料額から当該請求時の出来高部分に相当する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の労務単価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額が変動前残業務委託料の 100 分の 15 を超える場合につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙が通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後、再度行うことができる。その場合において、第 1 項中の「委託契約締結の日」とあるのは、変更契約締結の日のことをいう。

（業務の履行及び月間完了届）

第 14 条 乙は、毎日の業務実績状況を記録し、甲に提出し確認を受けなければならない。

2 乙は、週間業務予定表を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。

3 甲は、第 1 項及び第 2 項に定める場合のほか、必要と認めるときは乙に対し業務の実施状況について調査を命じ、又は報告を求めることができる。

4 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して月間完了届を提出しなければならない。

5 甲は、前項の月間完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

（業務委託料の支払）

第 15 条 業務委託料の支払いは、月払の方法によるものとし前条第 5 項の検査終了後、乙は月払額の支払いを甲に請求するものとする。

2 月払額は、別表に定める額とする。

3 甲は、第 1 項の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に月払額を支払わなければならない。

（従業員の確保及び管理）

第 16 条 乙は、業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも業務に必要な従業員を確保するとともに、業務に支障をきたすことのないよう従業員の労務管理及び安全衛生管理について、充分注意を払わなければならない。

（注意義務等）

第 17 条 乙は、業務の履行にあたっては、善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。

2 甲は、従業員について業務の処理に著しく不相当と認められる者がいるときは乙に対し、その理由を明示してその変更を求めることができる。

（秘密の保持）

第 18 条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（甲の解除権）

- 第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 乙の責に帰すべき理由により、業務の円滑な履行ができないと認められるとき。
 - 二 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
 - 三 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。
 - 四 第 20 条第 1 項各号に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項に規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割計算による。）を支払わなければならない。

- 第 20 条 甲は、前条第 1 項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、いつでも契約を解除することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
 - 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

- 第 21 条 乙は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、契約を解除することができる。
- 一 第 8 条の規定により委託期間の日数が 2 分の 1 以上減少したとき。
 - 二 第 8 条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料の額が 2 分の 1 以上減少したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって業務を処理することが不可能になったとき。
- 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について、準用する。

（業務の引継ぎ）

- 第 22 条 乙は、業務の引継ぎが生じたときは、業務に支障がないように、業務を完了した日から 14 日以内に新受注者に、引継ぎをしなければならない。
- 2 引継ぎに要する費用は、新受注者の負担とする。

（厳重な保管及び運搬）

- 第 23 条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（目的以外の使用等の禁止）

- 第 24 条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の保護）

- 第 25 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補 則）

- 第 26 条 この契約書に定めがない事項については、松阪市契約規則（平成 17 年規則第 64 号）、松阪市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 7 号）及び関係法令によるほか甲乙協議して定める。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、松阪市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別記2

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を市長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は市長への報告を怠った旨の公表する。